


監査報告書

令和6年5月23日

学校法人ノースアジア大学
理事会 御中

監事 神成 俊行 

監事 工藤 倫 

私立学校法第37条第3項第1号及び第2号に基づいて、本学校法人の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の財産及び業務執行の状況について監査を行いました。その結果につきまして下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 理事及び担当部長等から業務の計画及び実施状況等について、報告を聴取し、質疑を行い、関係書類を査閲しました。
- (2) また、私立学校振興助成法第14条第3項に基づく公認会計士佐藤正一事務所及び伊藤公認会計士事務所の会計監査の結果において指摘すべき事項がなかった旨の報告を受け、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表その他財務に関する書類について検討いたしました。
- (3) 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類及び財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び寄附行為に従い、学校法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事及び職員の業務に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及び財産目録の監査結果

計算書類及び財産目録は、学校法人の損益及び財産の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上